

処 分 基 準

平成27年 6 月 1 日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 例	第63条第 1 項
処 分 の 概 要	整備不良車両の停止
原 権 者	警察官
法 令 の 定 め	警察官は、整備不良車両に該当すると認められる車両（軽車両を除く。以下この条において同じ。）が運転されているときは、当該車両を停止させ、並びに当該車両の運転者に対し、自動車検査証その他政令で定める書類の提示を求め、及び当該車両の装置について検査をすることができる。
処 分 基 準	
問 合 せ 先	警察本部交通部交通指導課取締指導係（048-832-0110）
備 考	